

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

第 8 条 第 9 項、第 18 条の 20 の 2 第 2 項、第 27 条第 6 項、第 33 条の 15 第 3 項、第 35 条第 6 項、第 46 条第 4 項及び第 59 条第 5 項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 12 条第 1 項の規定により同法第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会（第 9 項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあっては、この限りでない。

2 前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「都道府県児童福祉審議会」という。）は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。

3 市町村は、第 34 条の 15 第 4 項の規定によりその権限に属させられた事項及び前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

4 都道府県児童福祉審議会は、都道府県知事の、前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「市町村児童福祉審議会」という。）は、市町村長の管理に属し、それぞれその諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

5 都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会（以下「児童福祉審議会」という。）は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

6 児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、第 1 項本文及び第 2 項の事項を調査審議するため必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

7 児童福祉審議会は、前項の規定により意見を聴く場合においては、意見を述べる者の心身の状況、その者の置かれている環境その他の状況に配慮しなければならない。

8 こども家庭審議会、社会保障審議会及び児童福祉審議会は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない。

9 こども家庭審議会、社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会（第 1 項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会とする。第 18 条の 20 の 2 第 2 項、第 27 条第 6 項、第 33 条の 12 第 1 項及び第 3 項、第 33 条の 13、第 33 条の 15、第 35 条第 6 項、第 46 条第 4 項並びに第 59 条第 5 項及び第 6 項において同じ。）は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第 9 条 児童福祉審議会の委員は、児童福祉審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者であって、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

- 2 児童福祉審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 児童福祉審議会の臨時委員は、前項の事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。
- 4 児童福祉審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

（児童福祉に関する事務）

第174条の26

- 3 第 1 項の場合においては、指定都市は、第 5 項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、児童福祉法第 8 条第 3 項の規定により児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第12条第 1 項の規定により同法第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会（第 5 項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる指定都市にあつては、この限りでない。
- 4 第 1 項の場合においては、前項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。
- 5 第 1 項の場合においては、第 3 項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会は、児童福祉法第 8 条第 9 項、第27条第 6 項、第33条の15第 3 項、第35条第 6 項、第46条第 4 項及び第59条第 5 項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第 3 項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会を同法第 8 条第 2 項に規定する都道府県児童福祉審議会とみなして、同法第33条の12第 1 項及び第 3 項、第33条の13並びに第33条の15第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに児童虐待の防止等に関する法律第13条の 5 の規定を適用する。